

9

試験結果の開示について

この試験の得点については、受検者本人に限り宮崎県個人情報保護条例第26条第1項の規定に基づき、県に口頭による開示請求をすることができます。

期間は合格発表日から1ヶ月間です。詳しくは、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課に問合せ下さい。(県庁8号館3階)

なお、開示には、本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きの書類）が必要です。

また、電話、はがき等による簡易開示や本人以外の請求に応じることはできません。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 人材育成担当(宮崎県庁8号館3階)

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目10-1 電話番号(0985)26-7107